ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業補助金交付事務取扱要領　様式一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別記様式番号 | 様式内容 | 要領関係箇所 |
| 別記第１号様式 | 実施計画承認申請書 | 第２－１ |
| 別記第２号様式 | 納税対応状況申出書 | 第４－２ |
| 別記第３号様式 | 交付決定前着手届 | 第４－３ |
| 別記第４号様式 | 指令書 | 第６－１ |
| 別記第５－１号様式 | 交付決定通知書 | 第６－１ |
| 別記第５－２号様式 | 不交付決定通知書 | 第６－２ |
| 別記第６号様式 | 消費税等仕入控除税額等報告書 | 第６－３ |
| 別記第７－１号様式 | 変更指令書（金額変更なし） | 第９－２ |
| 別記第７－２号様式 | 変更指令書（金額変更あり） | 第９－２ |
| 別記第８号様式 | 事業の中止・廃止（不）承認書 | 第10－２ |
| 別記第９号様式 | 事業遂行状況報告書 | 第11－１ |
| 別記第10号様式 | 繰越等実施計画書 | 第11－２ |
| 別記第11号様式 | 遅延に対する事業執行指示書 | 第11－３ |
| 別記第12－１号様式 | 交付決定取消書（全部取消・返還金なし） | 第12－１、第15－4、第22－２ |
| 別記第12－２号様式 | 交付決定取消書（全部取消・返還金あり） | 第12－１、第15－4、第22－２ |
| 別記第12－３号様式 | 交付決定取消書（一部取消・返還金なし） | 第12－１、第15－4、第22－２ |
| 別記第12－４号様式 | 交付決定取消書（一部取消・返還金あり・確定前） | 第12－１、第15－4、第22－２ |
| 別記第12－５号様式 | 事業変更 | 第12－１ |
| 別記第12－６号様式 | 交付決定取消書（一部取消・返還金あり・確定後） | 第22－２ |
| 別記第13－１号様式 | 概算払通知書 | 第13－２ |
| 別記第13－２号様式 | 概算払不交付通知書 | 第13－３ |
| 別記第14号様式 | 補助金遂行状況報告書 | 第14 |
| 別記第15－１号様式 | 事業の遂行命令 | 第15－１ |
| 別記第15－２号様式 | 事業の是正措置命令 | 第15－２ |
| 別記第15－３号様式 | 事業の遂行停止解除 | 第15－３ |
| 別記第16号様式 | 補助事業遂行計画書 | 第16－１ |
| 別記第17－１号様式 | 額の確定通知 | 第18－１ |
| 別記第17－２号様式 | 額の確定に伴う補助金返還命令 | 第18－２ |
| 別記第18号様式 | 事業成果報告書 | 第19－２ |
| 別記第19号様式 | 補助金交付状況報告書 | 第20 |
| 別記第20号様式 | 補助金調書 | 第27 |

別記第１号様式（第２－１関係）

 　　　　　　 番　　　号

 　　 　　　　 　　年　月　日

北海道知事　　　　　　　　様

（　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業補助金交付事務取扱要領（令和元年５月３１日付け食政第２０６号食の安全推進監通知）第２の１の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止又は廃止の承認)を申請する。

注１　関係書類として別添を添付すること。

注２　変更、中止又は廃止の場合には、上記「第２の１」を「第９の１」又は「第10の１」とすること。

注３　変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

注４　中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

注５　事業実施結果に係る報告として本様式を用いる場合には、件名を「ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第１総括表」及び「第２個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別　添

第１　総括表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種類 | 事業細目 | 事業費 | 負担区分 | 事業の委託 | 備考 |
| 国庫補助金 | 補助事業者 |
|  |  | 千円 | 千円 | 千円 | (1) 委託先名(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費 |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

注１　事業種類は、交付等要綱別表１の区分により記入すること。

注２　事業細目は、交付等要綱別表１のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第２　個別事業実施計画添付資料

※事業実施者の取組ごとに作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業（事業実施者名） |
| 品　目 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施者の担当者名及び連絡先 | 氏名（ふりがな） |
| 所属（部署名等） |
| 役職 |
| 所在地 |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ　　　　　　　　　　　　　ＵＲＬ |

|  |
| --- |
| １　事業実施者に関する事項※　必要に応じ、関係資料を添付してください。（事業実施者の概要）※　団体ホームページのＵＲＬを記載してください。※　上記ホームページに、以下の情報が記載されている場合は☑をお願いします。□ 業務（事業）内容□ 財務状況（事業実施者における過去の類似・関連事業の実績、実施内容、ＧＦＰコミュニティサイト登録の有無等）（事業実施者の担当者及び輸出に知見及び専門性のある者の過去の業績等）※　担当者全員の業績等を当者ごとに具体的に記載してください。（例）①　農林　太郎（所属・役職）②　農林　花子（所属・役職）（事業実施者における本事業以外の別の補助事業の申請又は採択事業の有無）有　・　無※　有の場合は、その事業名を記載してください。 |
| ２　事業概要※　取組対象となる産地の現状を記載してください。また、都道府県域をまたぐ等産地間での連携、６次産業化の取組等特筆すべき事項があれば記載してください。（事業の目的）※　輸出に当たっての実績や取組の背景となる課題等について記載してください。（事業の内容）※　輸出先国のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の規制への必要な対応、必要な生産・加工体制などを把握し、計画年度終了後、目標輸出額を実現できる具体的な取組内容を記載してください。* 海外でのテスト販売等のプロモーションを行う場合は、輸出支援プラットフォームの構成員等と連携して行うことがわかるように記載してください。

　※　新型コロナウイルス感染症の影響による計画遂行が困難になった場合の代替策を記載してください。（例）海外での○○○の実施が困難になった場合、オンラインでの実施に変更 |
| ３　実施体制事業実施体制を図示してください。また、参画事業者、連携又は委託を行う団体や輸出に知見を有する者等について、その名称、概要及び事務処理体制についても記載してください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４　実施スケジュール（主な内容が分かるように記載してください。）（１）事業年度別の事業計画（参考）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （例） | ○○年〇月 | ･･･ | ○○年〇月 |  | ○○年〇月 | ･･･ | ○○年〇月 |
| 輸出事業計画策定支援・〇〇の運営・検討委員会・承認申請・ | 〇開　催 |  | 〇申　請 |  |  |  |  |
| 生産・加工等の体制構築支援・〇〇研修・△△調査・ |  |  |  |  | 〇研修受講〇調　査 |  |  |
| 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援・展示会出展・ |  |  |  |  |  |  | 〇出　展 |

（２）当該年度の事業実施計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （例） | ○○年４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | ○○年１月 | ２月 | ３月 |
| 輸出事業計画策定支援・〇〇の運営・検討委員会・承認申請 |  |  |  |  |  |  | 開催 |  | 申請 |  |  |  |

 |
| ５　上記４の（２）当該年度の事業完了予定年月日年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| ６　事業の目標（達成すべき成果）達成すべき成果として、①現状の輸出額と目標年の輸出見込額、②当該年度に実施する事業実施計画の達成度について記載してください。（現状の輸出額と目標年度の輸出額）※　目標とする時期は、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度の１年間としてください。ただし、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度に発生しない場合は、具体的な理由を記載のうえ、目標年は事業年度別の事業計画最終年度の翌年度から５年間以内としてください。※　数値目標の記載例目標年度の輸出額（●●年度）〇〇千円－現状の輸出額（●●年度）〇〇千円＝ 差額（輸出増加額）〇〇千円① 現状の輸出額と目標年の輸出見込額（達成すべき成果）※　事業年度別の事業計画最終年度の翌年度以降の年度毎の輸出見込額を記載し、達成すべき輸出見込額を設定してください。② 当該年度に実施する事業実施計画の達成度（定性的に記載） |
| ７　期待される効果・波及効果※　定量的な効果は輸出額の増加であるが、それ以外の考えられる効果を定性的でよいので記載すること。また、中間管理事業、担い手対策、地方創生、インフラ整備など他施策との連動があれば、それも記載すること。 |
| ８　事業成果・効果の検証方法９ 所得向上に係る効果の目標 指標： 指標の現状： 目標年度（事業計画最終年度の翌年度）の指標の目標： ※　以下の指標のうち、少なくともいずれか１つは必ず選択すること。（以下の指標に加えて、効果を客観的に補足できるような任意の指標を設定することも妨げません。） ① 事業実施者や参画事業者である農業生産法人等の役員報酬や従業員の給与・賞与の金額（役員・従業員一人当たりの平均金額） ② 事業に参画する農林漁業者へ支払われる国内販売向けの仕入単価と輸出向けの仕入単価及び輸出向け仕入数量 ※　指標の現状や成果を報告する際には、指標の変動要因も踏まえて報告すること。 （例）給与が高いベテラン社員の定年退職が続いたため、従業員一人当たりの平均給与金額が下がっているが、輸出を開始した令和〇年以降、毎年、従業員の給与を〇％ベースアップしている 等 |

※　必要に応じて資料を添付してください。

経　費　内　訳　書

※　事業実施者の取組ごとに区分して作成してください。

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 事　業　費 |  | 備　考 |
| 国庫補助金 | 自己負担 |
| ※　事業の実施内容　との関係が分かるよう可能な限り具体的な積算に努めてください。（記載例）＜事業実施者＞１　輸出事業計画策定支援２　生産・加工等の体制構築支援３　輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援４　その他支援 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | ※１　各経費については、別表（第２関係）事業の内容と補助対象経費等を参考に記載してください。※２　事業の一部を委託する場合には、委託先名、委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載してください。※３　旅費については、　　旅費を使用する者の訳が分かるように記載してください（別葉可）。・謝金　150 千円（3人×5日×10千円）・研修費　45千円（15千円×3日）・海外試験販売費（○○国○○○○）468千円（海外航空賃（往復）400千円×1 人） |
| 計 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |  |

（注）

・　備考欄には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。

 ・　補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。

　・　事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。

　・　謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。

・　事業実施計画に基づく事業を実施するため、自己負担で賄う主な経費についても概要を記載してください。

（参考：代替案で事業を行った場合）　　経　費　内　訳　書

※　事業実施者の取組ごとに区分して作成してください。

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 事　業　費 |  | 備　考 |
| 国庫補助金 | 自己負担 |
| ※　事業の実施内容　との関係が分かるよう可能な限り具体的な積算に努めてください。（記載例）＜事業実施者＞１　輸出事業計画策定支援２　生産・加工等の体制構築支援３　輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援４　その他支援 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | ※１　各経費については、別表（第２関係）事業の内容と補助対象経費等を参考に記載してください。※２　事業の一部を委託する場合には、委託先名、委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載してください。※３　旅費については、　　旅費を使用する者の訳が分かるように記載してください（別葉可）。・謝金　150 千円（3人×5日×10千円）・研修費　45千円（15千円×3日）・海外試験販売費（○○国○○○○）468千円（海外航空賃（往復）400千円×1 人） |
| 計 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |  |

（注）

・　備考欄には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。

 ・　補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。

　・　事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。

　・　謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。

・　事業実施計画に基づく事業を実施するため、自己負担で賄う主な経費についても概要を記載してください。

（参考）

参画事業契約書

○○株式会社、▲▲株式会社、□□株式会社、３社間にて以下の通り契約する。

第１条　ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業において、協働で当事業を遂行する。

第２条　当事業の遂行にあたり、○○株式会社を代表者とする。

○○年○○月○○日

農業生産法人　○○株式会社

代表取締役　○○　○○

株式会社▲▲果樹園

代表取締役　▲▲　▲

□□株式会社

代表取締役　□　□□

別記第２号様式（第４－２関係）

納税対応状況申出書

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　様

 （　　総合振興局長（振興局長））

補助事業者（団体等名及び代表者氏名）

事業実施者（団体等名及び代表者氏名）

|  |  |
| --- | --- |
| 納税対応（予定） | 該当項目 |
| １　免税事業者 |  |
| ２　簡易課税制度適用者 |  |
| ３　一般事業者 |  |
|  | （１）課税売上高が５億円以下かつ課税売上割合が９５％以上 |  |
| （２）課税売上高が５億円超又は課税売上割合が９５％未満 |  |
|  |  ア 一括比例配分方式 |  |
|  イ 個別対応方式 |  |
|  | （ア）課税売上対応 |  |
| （イ）共通売上対応 |  |
| （ウ）非課税売上対応 |  |
| ４ 公共法人等で特定収入割合５％を | 超える |  |
| 以　下 |  |

注１　この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に３及び４に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（３のうち(２)のイの(ウ)以外の者を除く。）すること。

注２　１又は２に該当する者は、３及び４の記載は不要。

注３　１又は２に該当する以外の者が４の「特定収入割合５％以下」の場合は、３の該当事項にも記載すること。

注４　補助事業者が事業実施者の場合にあっては、「事業実施者（団体等名及び代表者氏名）」の記載は不要。

注５　補助事業者と事業実施者が異なる場合（間接補助金の場合）にあっては、事業実施者ごとに作成すること。この場合、「補助事業者(団体等名及び代表者氏名）」欄の記載は不要。ただし、ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業補助金交付事務取扱要領（令和元年５月31日付け食政第206号食の安全推進監通知）第４の規定に基づく知事（総合振興局長（振興局長））への提出はこの申出書の写しとすること。

別記第３号様式（第４－３関係）

番　　　号

年　月　日

北海道知事　　　　　　　　　　様

（　　総合振興局長（振興局長）)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。

２　交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。

３　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組内容 | 事業費 | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 | 理　由 |
|  | 円 |  |  |  |

別記第４号様式（第６－１関係）

（記号）第　　　号指令

（補助事業者）

年　　月　　日申請のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　 　北海道知事　　　　　　　　　　印

 　　　　 　　　　 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 完了期限 |
|  | 円 | 円 | 年　月　日 |

２　農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表１の区分欄のⅡの１の(1)のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業については、交付等要綱、ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業実施要領（令和２年３月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年４月１日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）、ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業補助金交付事務取扱要領（令和元年５月31日付け食政第206号食の安全推進監通知。以下「事務取扱要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

３　次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

（１）事業の追加、中止又は廃止

（２）事業目的の変更

（３）事務取扱要領別表の経費欄に掲げる１から４までの経費の相互間におけるそれぞれの経

費の30％を超える増減

（４）事業実施場所の変更

（５）事務取扱要領第２の２により委託する事業の新設又は内容の変更

４　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

５　補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。

６　補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

７ この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

８　前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

９　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

10　補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札に付さなければなりません。ただし、事業の運営上、一般競争入札に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができます。

11　補助事業者は、10により契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとともに、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。

12　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は４月３日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

13　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

14　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領別記第６号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月10日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

15　前項に定める場合を除くほか、補助金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事業がある場合には、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。

16　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

17　この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を道に納付させることがあります。

18　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をしたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

19　補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

20　補助金の返還を命じられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を維持停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

21　この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。

22　第６項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

23　補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る補助金相当額を道に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を道に納付するものとする。

（　　部　　課　　係）

注１　第１項の表中「区分」及び「事業内容」は事務取扱要領の別表の該当欄より選択して記入すること。

注２　納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第13項及び第14項を削除すること。

注３　間接補助事業の場合は、第13項及び第14項を次のように変更して記載すること。

13　補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施者の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

14　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施者の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領別記第６号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月10日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

注４　補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。

(1) 補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施者に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「知事（総合振興局長（振興局長））」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

(2) 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金の支払をしなければなりません。

(3) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札に付さなければなりません。ただし、補助対象事業の運営上、一般競争入札に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができます。

(4) 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積もり合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付要綱別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとともに、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。

注５　間接補助事業者が地方公共団体である場合は、次の事項を追加すること。

(1) 当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第20号による補助金調書を作成しなければなりません。

別記第５－１号様式（第６－１関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

（補助事業者）　様

北海道知事

 (　　総合振興局長（振興局長）)

補助金の交付の決定について（通知）

　　 年　　月　　日申請のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

１　この補助金は、申請により概算払をしますので、補助金等概算払申請書を提出してください。

２　留意事項

（１）補助金の額の確定の審査に当たっては、事業実施に伴う経費の支払先に対し、支出負担行為担当者が直接事実確認をする場合があります。

（２）補助金の支出に当たっては、出納機関が現地に出向いて実地に調査を行い、収支・契約関連書類やその履行の確認をする場合があります。

（　　部　　課　　係）

注　概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載し、適宜変更して使用すること。

別記第５－２号様式（第６－２関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者）　様

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　年度ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業補助金の不交付の決定について（通知）

　　年　　月　　日申請のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

（　　部　　課　　係）

別記第６号様式（第６－３関係）

（記　号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

北海道知事　　様

 (　　総合振興局長（振興局長）)

補助事業者（団体等名及び代表者氏名）

　　年度ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額等報告書

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けたＧＦＰグローバル産地づくり推進事業について、次のとおり補助金に係る消費税等仕入控除税額を報告するとともに、その金額を返還します。

記

１　補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額　　　　金　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

注１　この報告書には、３の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

注２　間接補助事業等の場合にあっては、集計表（事業実施者ごとの１から４までの事　項を記載した書面）を添付すること。

別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者名

事業実施者名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 課税売上割合95％以上 |  |  | 個別対応方式 |  |  | 一括比例配分方式 |  | 課税売上割合 | ％ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助対象経　　費① | ①の内訳 | ②のうち消費税等相当額③ | ③の内訳 | 仕入控除税　　額⑥ | 補助率⑧ | 補助金に係る消費税等仕入控除税額⑦×⑧ |
| 課税対象② | 非課税 | 課税売上対応　④ | 共通売上対応　⑤ | 非課税売上対応 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | ％ | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  | ⑦ |  |  |

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

注２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

(1) 課税売上割合が95％以上の事業者の場合・・・③＝⑥

(2) 課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］

(3) 課税売上割合が95％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

注３　補助事業者が事業実施者の場合にあっては、「事業実施者」の記載は不要。

別記第７－１号様式（第９－２関係）

（記号）第　　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

この承認の内容は、　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

注２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第７－２号様式（第９－２関係）

（記号）第　 　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る計画の変更を承認し、　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　この承認の内容は、　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

２　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 変更前 | 変更後 |
| 補助対象経費 | 補助金の額 | 完了期限 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 完了期限 |
| 区　分 | 費　目 | 金　額 | 区　分 | 費　目 | 金　額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。

注２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

注３　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第８号様式（第10－２関係）

（記号）第　　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日申請に係るＧＦＰグローバル産地づくり推進事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　部　　課　　係）

注１　中止又は廃止を承認する場合は、〔　〕書きの箇所を削除すること。

注２　中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔　〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第９号様式（第11－１関係）

事業遂行状況報告書

　　年　　月　　日

 　　北海道知事　　様

 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　補助事業者（団体等名及び代表者氏名）

年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令で補助金の交付の決定を受けたＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

１　補助事業者名

２　事業完了予定　　　　　 　年　　月　　日

３　実施状況

年　　月　 日現在

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費　目 | 工　種 | 実　施 計　画 | でき高 | 進捗率Ｂ／Ａ | 支出済額 | 備　考 |
| 事業量 | 事業費Ａ | 事業量 | 事業費Ｂ |
|  |  |  |  　　　　円　 |  |  　　　　円　 |  　　％　 |  　　　円　 |  |

注　補助事業等執行遅延（不能）報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

別記第10号様式（第11－２関係）

繰越等実施計画書

１　繰越後の事業完了予定　 　　年 　月　　日

２　実施計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費　目 | 工　種 | 計　　　　 画 | 年度内実施予定 | 翌年度実施予定 | 年度内概算予定補助金 | 備　考 |
| 事業量 | 事業費Ａ | 補助金 | 事業量 | 事業費Ｂ | Ｂ／Ａ | 補助金 | 事業量 | 事業費Ｃ | Ｃ／Ａ | 補助金 | 予定期間 |
|  |  |  | 円 | 円 |  | 円 |  | 円 |  | 円 |  | 円 | 　年　月～　年　月　年　月～　年　月　年　月～　年　月 |  | 年度内概算予定補助金算出根拠 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |  |

注　「予定期間」欄は、各費目ごとの予定工期を記載すること。

別記第11号様式（第11－３関係）

（記号）第　　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業の執行を次のとおり指示します。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　事業完了期限を　　年　　月　　日とします。

２　補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

（　　部　　課　　係）

別記第12－１号様式（第12－１、第15－４及び第22－２関係）

（記号）第　　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令によるＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の交付の決定を、次の理由により取り消します。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

取消しの理由

（　　部　　課　　係）

注　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第12－２号様式（第12－１、第15－４及び第22－２関係）

（記号）第　　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令によるＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金「金　　　円」の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

１　取消しの理由

２　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。

３　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

２　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、 納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12－３号様式（第12－１、第15－４及び第22－２関係）

（記号）第 　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　　円」を「金　　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　年　　月 　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 変更前 | 変更後 |
| 補助対象経費 | 補助金の額 | 完了期限 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 完了期限 |
| 区　分 | 費　目 | 金　額 | 区　分 | 費　目 | 金　額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

注２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

注３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

注４　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第12－４号様式（第12－１、第15－４及び第22－２関係）

（記号）第 　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金　　　円」の返還を命じるとともに、補助金「金　　　円」を「金　　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　年　　月 　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

(　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

５　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 変更前 | 変更後 |
| 補助対象経費 | 補助金の額 | 完了期限 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 完了期限 |
| 区　分 | 費　目 | 金　額 | 区　分 | 費　目 | 金　額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。

２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

４　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

５　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12－５号様式（第12－１関係）

（記号）第　　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　削除事項

(1)

(2)

２　追加事項

(1)

(2)

（　　部　　課　　係）

注　この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

別記第12－６号様式（第22－２関係）

（記号）第　　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令のＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金　　　円」の返還を命じます。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものに使用すること。

注２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

注３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

注４　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第13－1号様式（第13－２関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

（補助事業者）　様

北海道知事　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　年度ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　年　　月　　日申請に基づき、ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

１　概算払をする時期　　　　　月　　日頃

２　概算払をする額　　　　金　　　　　円

（　　部　　課　　係）

別記第13－２号様式（第13－３関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

（補助事業者）　様

北海道知事　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　年度ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　年　　月　　日申請に基づき、ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金については、次の理由により概算払いをしないことと決定したので通知します。

記

補助金の概算払いをしない理由

（　　部　　課　　係）

別記第14号様式（第14関係）

（記　号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

北海道知事　　様

 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（団体等名及び代表者氏名）

　　年度ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業補助金に係る遂行状況報告書

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けたＧＦＰグローバル産地づくり推進事業について、次のとおり補助金に係る遂行状況を報告する。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 総事業費 | 事業の遂行状況（　年　月　日現在） | 備　考 |
| 　年　月　日までに完了したもの | 　年　月　日以降に実施するもの |
| 事業費 | 出来高比率 | 事業費 | 事業完了予定年月日 |
|  | 円 | 円 | ％ | 円 |  |  |

注１　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記第15－１号様式（第15－１関係）

（記号）第　　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の補助金に係るＧＦＰグローバル産地づくり推進事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　部　　課　　係）

別記第15－２号様式（第15－２関係）

（記号）第　　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の補助金に係るＧＦＰグローバル産地づくり推進事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　講ずべき是正措置は、次のとおりです。

 (1)

 (2)

２　是正措置は、　　年　　月　　日までに完了させること。

３　是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を知事（総合振興局長（振興局長））に報告すること。

４　この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の　全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（　　部　　課　　係）

注　講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第15－３号様式（第15－３関係）

（記号）第　　　号達

（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号達で命じた事業の遂行の停止を解除します。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　部　　課　　係）

別記第16号様式（第16－1関係）

補助事業遂行計画書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 工種 | 実施計画 | 　　年度でき高 | 翌年度繰越額 | 補助金概算払受領額 | 備　　　考 |
| 事業量 | 事業費 | 補助金 | 事業量 | 事業費 | 補助金 | 事業量 | 事業費 | 補助金 |
|  | 支出済額 | 支出未済額 |
|  |  |  | 　　　円 | 　　　　円 |  | 　　　　円 | 　　　　円 | 　　　　円 | 　　　　円 |  | 　　　　円 | 　　　　円 | 　　　　円 | 完了予定年月日 　年　月　日 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記第17－１号様式（第18－１関係）

（記号）第　　　　　号

年　　月　　日

（補助事業者）　様

北海道知事

 (　　総合振興局長（振興局長）)

補助金の額の確定について（通知）

　　年　　月　　日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額　　金　　　　　　　円

（　　部　　課　　係）

別記第17－２号様式（第18－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号で通知したＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金「金　　　円」の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　　　　　　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する返納通知書により納付すること。

２　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（　　部　　課　　係）

注　この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第18号様式（第19－２関係）

（記号）第　　　　　号

年　　月　　日

北海道知事　　様

 (　　総合振興局長（振興局長）)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業に係る事業成果の報告について

ＧＦＰグローバル産地づくり推進事業補助金交付事務取扱要領（令和元年５月31日付け食政第206号食の安全推進監通知）第19の２の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

注　関係書類として別添を添付すること。

別添

１　補助事業者

（１）補助事業者の名称

（２）担当者の役職名及び氏名

（３）担当者の連絡先

電話：

メールアドレス：

２　事業の目標

３　活動内容

注　当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

４　進捗状況

（１）目標達成状況

注　事業実施の取組に対する達成状況（輸出額）を記載すること。

（２）目標達成状況の背景（要因分析）

注　事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。

５　次年度以降目標達成年度までの活動方針

注　上記分析を踏まえた目標達成年度までの活動方針について、具体的に記載すること。

別記第19号様式（第20関係）

補助金交付状況報告書

事 業 名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業認定年度 | 市町村名 | 総事業費（補助対象経費） | 補助金交付決定額 | 補助指令年月日 | 補助金の支出額 | 補助金支出年月日 | 実績報告年月日 | 補助金の額の確定額 | 確定年月日 |
|  |  | 円 | 円 |  | 円 |  |  | 円 |  |
|  |  | 上段　計画下段　実績 | 変更 | 変更 | 概算概算精算計 |  |  |  |  |
|  |  | 上段　計画下段　実績 | 変更 | 変更 | 概算概算精算計 |  |  |  |  |
|  |  | 上段　計画下段　実績 | 変更 | 変更 | 概算概算精算計 |  |  |  |  |

別記様式第20号（第27関係）

○○年度

農林水産省所管

○○年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金調書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国 | 地 方 公 共 団 体 名 | 備考 |
| 歳入 | 歳出 |
| 補助事業名 | 交付決 定の額 | 補助率 | 科目 | 予算現額 | 収入済額 | 科目 | 予算現額 | うち国庫補助金相当額 | 支出済額 | うち国庫補助金相当額 | 翌年度繰越額 | うち国庫補助金相当額 |
| ○○事業 ○○費 ○○費 その他 | 円 |  | 円 | 円 | 円 |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |